

福島原子力発電所事故に伴う放射能汚染問題⑤

最近の放射性物質に関する記事をまとめたので、参考にしてほしい。

◆日本水道新聞 6月20日(月)付

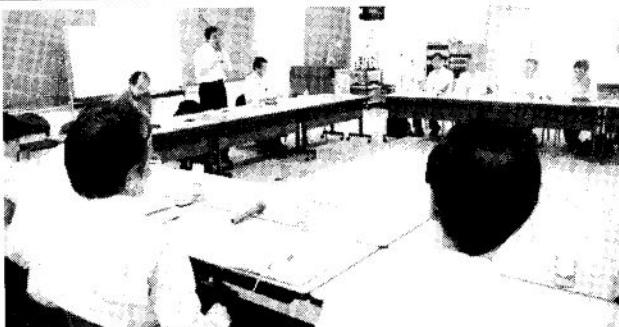
日本協は9日、日本水道会館で「第230回衛生常設調査委員会」(委員長 伊佐治知明名古屋市上下水道局技術本部施設部水質管理課長)を開き、震災時等の非常時における水質試験方法を、3月1日に発刊した「上水試験方法2011年版」の別冊として作成するため、策定部会の設置を決めた。年度内に発行する予定。

「震災時等の非常時における水質試験方法」は、東日本大震災や福島第一原発事故に伴う放射性物質の問題を受けたもの。「上水試験方法2011年版」には、非常時や現場で水道水の安全性を確認する試験方法について記載がないため、震災時に飲み水の安全性を確保するため、水質の専門家以外も現場で活用できる内容でとりまとめる方針。放射

放射性物質の試験方法も、水道における放射性物質対策検討会」の情報を基に、記載していく。

策定部会は、衛生常設調査委、水質試験方法調査専門委などで構成、「上水試験方法(2011年版)・

そのほか、Vメタノールの不純物ビーク、放射能の測定状況、浄水処理に使用する水道用粉末活性炭、フトレイシール(耐塩素性PDMG)の衛生性の検討、検査方法告示の見直し、水質検査・管理等



9日に開いた衛生常設調査委

別冊(仮称)を年度内に発行する方針。

また、上水試験方法2011年版の購入登録者に対し、5月31日に水質検査の試験情報を配信したことを報告。今後、告示検査方法が変更されれば、随時そのポイントなどを配信していく。

業務委託積算要領の作成」を水道GLP認定状況」を報告した。

「水質検査・管理等業務委託積算要領」は、事業体が検査を委託する際に使用する特記仕様書や検査チェックリスト、標準歩掛りを作成するもの。今秋を目途にとりまとめ、年内に発行する予定。歩掛りでは、分析手法や分析フロー、検査項目ごとの作業時間などを記載。水質管理では、主な水質管理項目別に想定され

る危害原因を調査するために必要な人員、検査データを整理する予定。

現在、放射性物質の除去目的に使用される水道用粉末活性炭では、例年の夏場のピーク時に絶対量が不足することが懸念されている。そのため、粉末活性炭による除去効果は知見が少なく、JWA規格にも規定されていないことを周知し、臭気対策など本来の使用目的に沿った活性炭を選定した上で、ピーク時に備えた対応を求めている。また、放射性物質の測定では、山形市上下水道部、宇都宮市上下水道局に設置したNaI(Tl)シンチレータによる試験を5月までに約60件実施したことを報告した。

上水試験方法

震災時の試験法明記

日本協衛生常設調査委

年度内に別冊発行へ

記者手帳

○：衛生常設調査委で恒例の委員からの近況報告。東日本大震災後の初会合とあって震災関連の

発言が相次いだ。被災地からは分析機器の被害を受け、その耐震化も課題に

挙げられた。その中で、発言の

多くを占めたのは放射性物質の問題。検査体制から分析機器、発土など話題は多岐にわたった。

○：やはり水道利用者の関心が高く、問い合わせ数に違いはあるもの、西日本までいずれの

事業体も対応に追われたようだ。また、専門性の

高い事柄のため、通常の広報体制に加え、水質の専門家を増員して対応した事業体もある。西日本

では、東京など東日本に水道水を送りたいがどう

すればいいのかという、利用者からの問い合わせもあったという。

○：検査機器では、3月末時点の概算調査で、1131事業体のうち7

93事業体が保有していないという結果も。委員は大都市が主要メンバーであることから、今後購入を予定するとの発言が

相次いだ。検査機器は

放射性物質が話題に

高価だ。その中で、琵琶湖・淀川水系では、10事業体が共同で原水検査を実施、情報共有を図っている。厚労省の放射性物質対策検討会で指摘された流域単位のモニタリング、情報の共有化を先駆けた取り組みだ。

○：経産省のPPP推進WGの報告書。東日本大震災の復興に、民間資金を活用したPPPも遡上に上ろう。広域化とセ

ットで検討されれば……。

セメントは100 bq/kg以下

原子力災害 対策本部 発生土の取扱いを示す

原子力災害対策本部は16日、「放射性物質が検出された下水道処理等副次産物の取扱いに関する考え方」をまとめた。浄水発生土や工業用水道施設からの発生土などについて、放射性セシウムが10万^{Bq}/kgを超えた場合、遮へい可能な施設で保管し、8000^{Bq}/kg以下では跡地を居住などに利用しないことを条件に、管理型処分場に埋立処分できるとしている。また、発生土をセメント原料などに再利用する場合、市場に流通する製品段階でクリアランスレベル以下の100^{Bq}/kg以下になれば活用可能な一方、廃棄用土などへの活用は当面白濁する方針が示された。

対策本部が示した考え方「道施設の発生土、下水処理 水汚泥などが対象。それぞれしている。浄水発生土、工業用水一場や集落排水施設からの脱 れ所管省が事業者へ通知し 放射性セシウムが10万^{Bq}/kg

／kgを超えた場合、脱 水汚泥などが発生した県内で、コンクリートなど放射線を遮へいできる施設や周辺住民に影響を与えない距離が確保された場所に保管することとしている。また、10万^{Bq}/kg以下で8000^{Bq}/kg超の

場合、居住地域との敷地境界から一定の距離をとった上で管理型処分場に仮置きできるとし、最終的な処分方法は引き続き検討事項としている。セメントではそのまま品として流通する段階や、他の原材料と混合され使用された段階で100^{Bq}/kg以下が基準となる。ただし、セメント会社などが引き取る際、混合度合いなどが各社で異なることから、統一的な基準は示されていない。

8000^{Bq}/kg以下の場合には管理型処分場に埋立処分できるが、跡地は居住などに使用できない。土壌層の設置や防水対策など適切な対策を講じるとともに、跡地を利用する場合は、再利用用途に応じて安全性を評価することとしている。発生土の再利用では、他の原材料との希釈を考慮し、市場に流通する前に、原子炉等規制法で定めるクリアランスレベル以下にならなければならない。また、再利用に関する評価が定まっていけない圍芸用土への出荷は白濁することとしている。安全性を評価した上で、できるだけ早期に出荷を再開する方向で検討が進められる。